



宮 監 公 表 第 23 号
平 成 29 年 6 月 26 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 あ き ひ



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

田野総合支所（地域総務課）所管の公立公民館等（田野公民館、田野南地区公民館、田野北地区公民館、田野西地区公民館、田野地区農村環境改善センター、田野東地区農村環境改善センター）の平成28年度及び平成29年4月1日から4月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

公立公民館等の事務所及び監査室

3 監査の実施期間

平成29年5月11日から平成29年6月23日まで

4 監査の方法

公立公民館等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

公民館等の使用料の減免について、総合支所長の決裁を受けず減免しているものがあつた。使用料の納付の期日は、使用許可の日と規定されていることから、使用料の減免は同日に決定する必要がある。

一方、使用許可は館長の専決事項、減免許可は、総合支所長の専決事項と規定されていることから、許可日に減免を決定することが困難な公民館等もある。

よって、市民サービス確保の観点から、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。